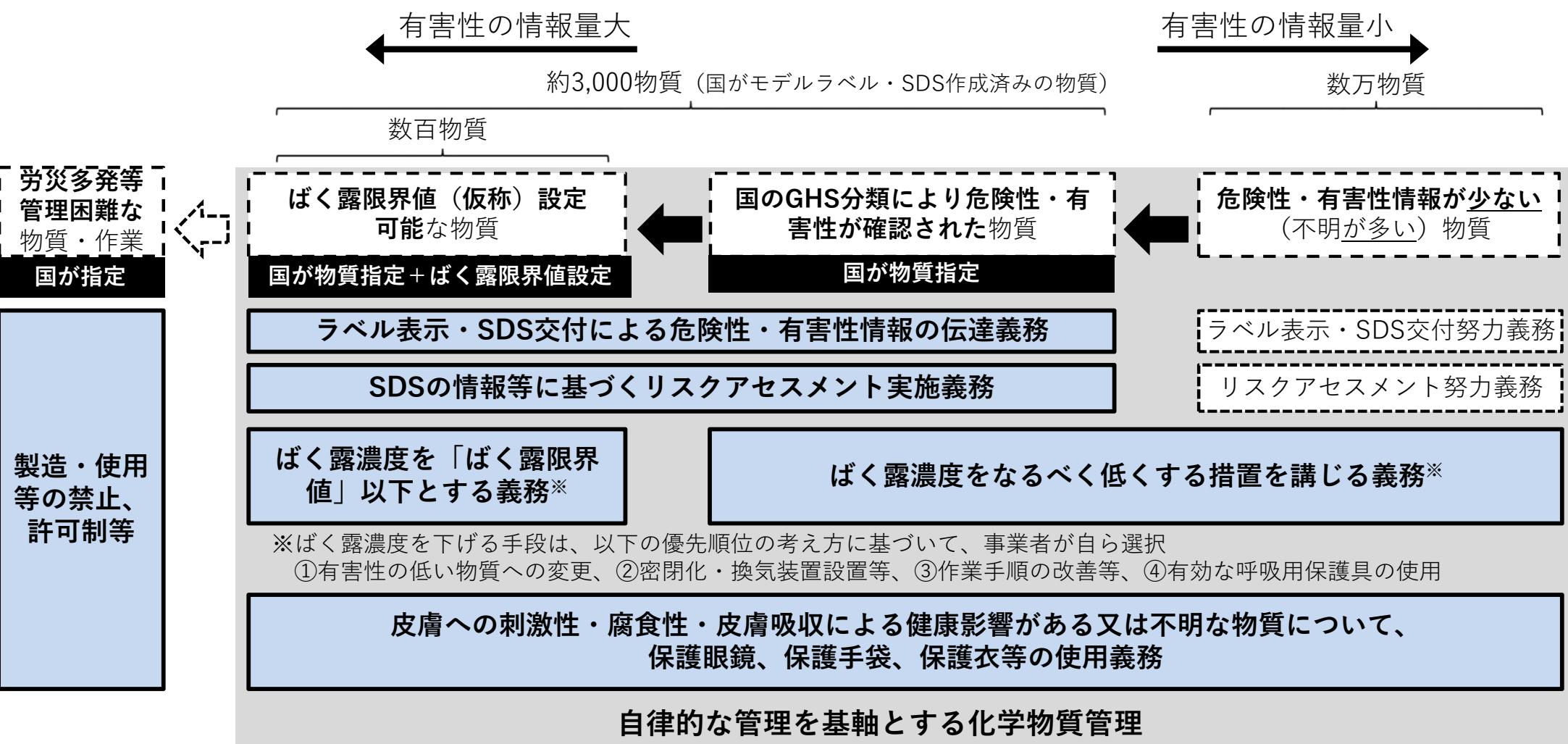


<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



<特化則等対象物質の管理>

- ・特化則等の対象物質は、引き続き同規則に基づいて管理
- ・一定の要件を満たした企業は、特化則等の適用を除外（ばく露防止手段の自主選択可）

※今後、特化則等への物質追加は行わない



中小企業を中心とする国による支援

- ・標準的な管理方法等をまとめたガイドラインの作成
- ・インダストリアルハイジニスト等の専門家による相談等の支援体制整備
- ・化学物質管理を支援する簡易なシステムの開発
- ・化学物質管理に関する情報を集約したポータルサイトの整備など